EY Japan健康保険組合

提出前に確認して20(必須)

健康保険 被扶養者(異動)届

	□ 対象ご家族の被保険者証または資格確認書を添付してください。(有効期限切れの場合は不要) □ 喪失証明書が必要な場合は、被扶養者の「備考欄」にその旨を記入してください。												
被保険者	被保険者 記号·番号			GUI									
	被保険者氏名	フリガナ						生年月日	5. 昭和7. 平成	年	月日	性別	男女
	被保険者住所	₹							電話	-	()		
	資格取得 年月日	7. 平成 9. 令和	月	日 (事業主記入欄) 標準報酬月額		千円							
被扶養者①	関かり	フリガナ 氏 (氏) 名		(名)			7. 平成	年	月	性別	男 続柄 [例] 女 長男・長女		
	職業		年収	Р	世同居別居								
	被扶養者でなくなった日	9. 令和 年	月	日 <日付記入例> ・就職の場合=就時・死亡の場合=死は・失業給付受給開始	亡日の翌日	0	削除 D理由			備考			
被扶養者②	異動の削除	フリガナ 氏 (氏) 名		(名)		生 生 月 日	7. 平成	年	月	日 性別	男 続柄 [例] 女 長男・長女		
	職業		年収	P	世同居別居					:			
	被扶養者でなくなった日	9. 令和 年	月	日 <日付記入例> ・就職の場合=就職の場合=就・死亡の場合=死1 ・失業給付受給開切	哉日 ニ日の翌日	0	削除の理由			備考			
被扶養者③	異	フリガナ				4	5. 昭和	年	月	日 :	男続柄		
	動の別	名		(名)		£ F	月 / 平成			性 別	女 長男・長女		
	業		年	Р	世 同居 別居								
	被扶養者でなくなった日	9. 令和	月	日 <日付記入例> ・就職の場合=就 ・死亡の場合=死1 ・失業給付受給開	亡日の翌日		削除 D理由			備考			
										/	受付日付6		/
	事業所												
事業主記入欄	事業所												
	名称 事業主 氏名												
	電話							一 告:	務理事	 事務長		担	곽
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求出機分の取消しの訴えを提起することができます。 再審査請求は審査自改定を書の港本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は回頭で社会保険審査を食(原生労働者の)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か 月以内(再審査請求があったことを知った日から6か 月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。 (ただし、原 則として、決定又は裁決の日から1 年を経過したときは、提起することができなくなります。) おお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の 執行等による著しい場合。とあず、との必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。												-	